

質的研究の自己解体

— オートエスノグラフィーが破壊する知の制度 —

古 谷 淳

高田短期大学

Between Expression and Knowledge

— Rethinking the Institutional Status of Autoethnography —

Furuya Atsushi

Takata Junior College

Abstract : This paper critically reexamines the institutionalization of autoethnography (AE) as a legitimate form of qualitative research. While AE advocates for “narrative justice” and the visibility of marginalized voices, it often lacks key epistemic standards required of scholarly inquiry — namely, methodological transparency, theoretical abstraction, falsifiability, dialogic engagement, and institutional evaluability. Drawing on philosophical, sociological, and epistemological theories, the paper demonstrates how AE structurally internalizes immunity to critique and undermines the foundations of qualitative research. Ultimately, it argues that although AE may have expressive and ethical value, it does not meet the criteria of academic research and must be situated outside the institutional domain of scholarship to preserve both the dignity of narrative and the integrity of knowledge.

Key Words : Autoethnography, Qualitative Research, Methodological Critique, Epistemic Validity, Epistemic Institution

抄録 : 本研究は、オートエスノグラフィー（AE）が質的研究として制度化される現状に対し、方法論的・理論的・倫理的・制度的観点からの包括的な批判を試みる。AEは「語りの正義」や「周縁の声の可視化」を掲げるが、その過程で科学的知識に求められる基準——方法の透明性、理論的抽象、反証可能性、他者との対話、制度内評価——を構造的に回避している。本研究は、AEがいかにして批判不能性と評価不能性を制度的に内在化し、質的研究の基盤を掘り崩しているかを、哲学・社会科学・科学論の理論を援用しながら論証する。そのうえで、AEの語りを表現として尊重しつつも、学術的知識としての「研究」とは区別されるべきであると結論づける。

キーワード : オートエスノグラフィー、質的研究、方法論的批判、科学的妥当性、知の制度

1. 問いの再定義と批判的戦略

本研究の出発点は、以下の問い合わせである——オートエスノグラフィー（以下、AE）は、本当に学術的な「研究」として認定されうるのか？この問い合わせは単なる是非論ではなく、AEが制度内で拡大してきた現実に照らして、知の制度、方法論、評価制度、倫

理構造、言説正統性にどのような影響を及ぼしているかを、厳密に分析する必要がある。

AEは自己の経験を主観的に語る実践であり、それはポスト構造主義的理論——フーコーの知=権力、デリダの差延、バトラーのパフォーマティビティなど——と共に鳴してきた（Butler, 1997; Derrida,

1978; Foucault, 1980)。フェミニズム、ポストコロニアリズム、障害学といった領域において、AEは「声を奪われた主体の可視化」を目的として制度的影響力を拡大した。しかしながら、AEが提示する「語りの倫理性」は、しばしば方法の透明性、批判可能性、再現性といった研究の基本的要件を構造的に回避する機能を果たしている。

本研究は、AEが以下の条件——(1)手手続きの可視性、(2)理論との対話性、(3)批判に耐える再構成可能性、(4)他者との応答責任、(5)制度的評価可能性——を満たしているかを問い合わせる。これらの条件は、科学的探究において「反証可能性(falsifiability)」を重視したカール・ポパーの知論的枠組(Popper, 2002)に基づく学術基準に他ならない。

AEは、経験の語りそのものに真実性を付与する傾向が強く、その語りの中身が検証不可能である点で、科学的知識の条件から逸脱している(Anderson, 2006)。また、語りの倫理的正当性を強調する一方で、他者の反論可能性や理論的対話の開かれた場を構築していない点で、知の制度としての応答責任に欠ける(Ellis, Adams, & Bochner, 2011)。

したがって本研究は、AEを単なる「語りの実践」としてではなく、「制度における知の制度的正当化装置」として分析する。批判の目的は、AEを否定することではない。むしろ、「語りの尊厳」と「知の制度」の両者を尊重するためには、両者の境界を明確に区別し、適切に位置づける必要があると主張するものである。

2. 思想的系譜としてのオートエスノグラフィー

AEの制度的定着を理解するためには、それがいかなる思想的文脈・理論的系譜に根ざして展開されてきたかを解明する必要がある。AEは、単なる「自己語りの実践」ではなく、20世紀後半以降の脱構築的・批判理論的潮流の上に制度化された知的装置である。

まず注目すべきは、ポスト構造主義の影響である。ジャック・デリダの差延(*différance*)および脱構築の理論は、意味の固定性や真理の普遍性を解体し、主体の不安定性を理論化した(Derrida, 1978)。AEにおける「流動的主体」「語りにおける自己生成

性」は、こうした理論に強く依拠している。

さらに、ミシェル・フーコーの知=権力論は、「語ること」それ自体の制度的機能性を明示した(Foucault, 1980)。AEにおける「語ることの正義」「声の回復」という装置は、フーコー的な権力と知の相互構成関係に支えられており、語りが制度的承認を得る過程そのものが権力の行使であることを意味する。

ポール・リクールのナラティブ・アイデンティティ理論もまた、AEにおける自己語りの正当性を支える理論的基盤である。リクールは、物語的構造を通じて時間的連続性を与えられた「自己」が形成されると述べた(Ricoeur, 1991)。AEが経験の断片を「ストーリー」として語るとき、そこには単なる記述ではなく、「自己の生成」の制度的承認が含意されている。

ジュディス・バトラーのパフォーマティビティ理論(Butler, 1997)も、AEの理論的支柱である。語ることは表現行為であると同時に、存在の構成行為である。語りによって主体が「呼び出され」「制度的に成立する」構造は、AEにおける語りの制度的機能を説明する鍵となる。

加えて、文化研究におけるスチュアート・ホールのポジショナリティの概念は、AEにおいて語り手の立場性(ジェンダー、人種、階級、性的指向など)が語りの正当性の前提となるという構造を支える(Hall, 1990)。さらに、ガヤトリ・スピヴァクが提起した「サバルタンは語りうるか?」という問題系(Spivak, 1988)は、AEの倫理的装置を制度的に正当化する一方で、語ること自体が含む暴力性や限界も併せて提起している。

また、批判的人種理論における「カウンター・ナラティブ」の概念も重要である。キンバリー・クレンショウラが提示したこの枠組みは、支配的な語りに対抗する少数者の語りの制度的正当性を主張するが、AEがそれを制度的に利用することで、新たな言説的権力装置として機能しうることにも注意が必要である(Crenshaw, 1991)。

以上のように、AEは複数の理論的源泉に支えられ、語りを「経験の表現」にとどまらせず、「制度的承認を通じて社会を変革する行為」として制度内で展開してきた。

だが本研究が問うのは、これらの理論がAEにおいてどのように使われてきたか——すなわち、理論的概念の深い省察や批判的対話を経ることなく、「語りの正当性」の根拠として単線的・装飾的に引用される傾向である。

この構造において、理論は「理解の装置」ではなく「正当化の道具」として機能し、AEの語りは制度的免責を帯びる。語ることの制度的力は、理論の反復によって得られるが、その反復はしばしば無批判であり、批判に対する耐性を制度的に喪失している。

3. 方法なき語り——手続き不在と知の構造的放棄

オートエスノグラフィー(AE)が「研究」として認定される上で最大の問題は、その実践の多くにおいて「方法」と呼び得る手続き的構造が著しく欠如している点にある。本節では、AEに内在する方法論的欠陥を、検証可能性、透明性、再現性、そして認識論的責任という観点から批判的に検討する。

(1) 検証不可能性——経験の真実性と反証性の喪失

カール・ポパーが科学的探究における基本条件として挙げた「反証可能性(falsifiability)」は、知識を科学たらしめる最小限の要件である(Popper, 2002)。しかし、AEにおいては、語り手の経験がそのまま真実とされる構造が蔓延している。たとえば、「私は制度に抑圧された」と記述されたとき、それは制度構造や社会的文脈の分析によって裏付けられることなく、感情の訴えそのものとして制度内に流通する。このような語りは検証可能性を排除し、批判に耐える知識としての要件を満たさない。

(2) 方法の透明性の不在——構造なき記述の危うさ

ヒーウォン・チャン(2008)は、AEが学術研究として認められるためには、明確なデータ収集と分析の手続きを明示する必要があると論じている(Chang, 2008)。ところが、多くのAE実践においては「語りが方法である」との前提に基づき、記述の過程が再構成不可能な私的経験の集合に終始している。これは、質的研究に必要な透明性——すなわち、研究の再現可能性と説明責任を著しく損なう。

(3) データと記述の混同——記憶の構築性と分析の欠落

AEにおいて用いられる「データ」はしばしば、過去の記憶、手紙、夢、身体的感覚などである。Ellis(2004)は、こうした素材を通して研究者が自己と向き合う意義を説くが、それは分析的枠組みを持たない場合、自己言及的記述の羅列にとどまりかねない。記述された出来事がいかに構築されたものであり、どのような編集過程や解釈を経て語られているのかが示されなければ、それは「データ」ではなく「物語的演出」に過ぎない。

(4) 感情の方法化——情動の制度化と反知性主義

AEの実践例には、「涙を流すことが分析である」「痛みを表現することが構造分析である」といった主張がみられる(Ellis et al., 2011)。これは、感情表現を方法論的行為として制度的に承認する構造である。しかし、感情は方法ではなく、あくまで研究の動機や現象の一部である。感情をそのまま「方法」として位置づけることは、分析的営為を回避し、批判的思考からの逃避を制度化する。

(5) 方法論の否定と政治的免責構造

AEの一部の論者は、「既存の方法は西洋中心的で抑圧的である」として、手続き的構造そのものを否定する。しかし、レオン・アンダーソン(2006)が提起したように、自己言及的な記述であっても理論的枠組みとの接続を通じて「分析的オートエスノグラフィー(analytic autoethnography)」としての可能性を持ちうる。したがって、方法論の放棄は政治的レトリックではなく、研究としての自殺行為であるといえる(Anderson, 2006)。

このように、AEが方法論的構造を欠いたまま制度内で承認されるとき、それは知の制度の根幹——透明性、反証可能性、再現性、理論との対話——を空洞化させる。

4. 倫理的免責構造と他者の沈黙化

AEが「語りの倫理性」や「当事者性の尊重」といった理念のもとで制度内に受容されてきた過程において、倫理的正当性が方法論的検討や他者との対話的関係を抑圧する構造が形成されつつある。本節

では、AEに内在する倫理構造の制度的機能を批判的に検証し、他者の存在や応答の可能性がどのように排除されているかを明らかにする。

(1) 経験の所有と倫理の特権化

AEにおいては、語り手の経験がそのまま「倫理的に優位な知」として制度内に承認される傾向がある。Ellis (2004) は、「語ることの勇気」「傷ついた主体性」の倫理的意義を強調するが、それはしばしば他者の異議申し立てや解釈の多元性を封殺する方向に作用する。すなわち、「その経験は私ものであり、他者はそれに口を出せない」という語りの私有化構造である。このとき、語られる制度や人物、文脈は再解釈や反論の余地を持たず、一方的な描写の中で意味付けされる。

(2) 他者の沈黙—応答不能性の構造

AEが「経験の真実性」を強調することで、語りに対する批判は倫理的非難へと転化される。たとえば、語りに含まれる出来事に異議を唱える行為は、「被害者の声を否定するもの」として制度的に排除される構造がある (Ellis et al., 2011)。ここでは、「語った者」の倫理的優位性が制度的に保証され、「語られた者」や「聞き手」が語る権利を剥奪される。この構造は、イマニュエル・レヴィナスの他者論的倫理観——すなわち他者に対する無限責任——とは逆に、「自分の痛みに対する承認」だけを一方向的に制度化するものとなっている (Levinas, 1969)。

(3) 倫理審査の形骸化と共感倫理の制度化

大学や学会の倫理審査においても、AEは「自己を語る実践」であるがゆえに「倫理的リスクの少ない研究」とみなされる傾向がある。しかし実際には、AEの語りの中に他者（家族、職場関係者、制度など）が含意される場合、それらは一切の反論権なしに描写・裁定される。この構造において、倫理審査は「共感可能性」や「語りの誠実性」といった印象評価に依存するようになり、制度的評価機能を果たし得なくなる。

(4) 被害性の制度化と批判不能性の固定化

AEでは、「傷ついた経験を語ること」が学術的・倫理的に承認されるため、語り手の主張は「被害性による倫理的特権」として制度的に位置づけられる (Adams et al., 2015)。このとき、語りは分析されるべき「記述」ではなく、「侵してはならない神聖な証言」として流通する。この構造は、語りに対する批判や相対化の可能性をあらかじめ封じ、学術的検討を「二次加害」や「無理解」として排除する制度的環境を形成する。

(5) 応答不在の制度—倫理的免責の構造的完成

レヴィナスやバフチンの理論においては、「応答可能性 (responsiveness)」が倫理と対話の核心である (Bakhtin, 1981)。しかし、AEの構造においては、語る者が制度内で特権的地位を獲得し、語られた他者の再登場や反論が封じられるため、応答は制度的に不可能となる。このとき、AEは語りの解放装置であるどころか、制度的権威として機能し、他者の声を「倫理の名の下に」沈黙させる抑圧的構造となる。

5. ジャンルの混同と制度的錯謬

AEはしばしば、「文学的」「芸術的」要素を取り入れた「新しい質的研究」として制度的に歓迎されている。しかしこの受容は、「表現」と「学術的知識」の境界を曖昧化し、制度的評価基準そのものを混乱させる可能性を孕んでいる。本節では、AEがいかにしてジャンルの混同を引き起こし、そのことが制度的錯謬につながっているかを分析する。

(1) 表現の演出性と研究性の衝突

AEにおける記述は、しばしば詩的言語、対話形式、舞台的構成などを伴う演出性を帶びている。Ellis (2004) は、物語的自叙伝の形式が読者の共感と感情的関与を促すと述べており、実際にそのようなAEの記述は「文学作品」として高い完成度を持つことがある。しかし、文学は「感情に訴えること」を通じて意味を生成し、研究は「検証可能な構造」を通じて知を形成する。両者を同一視することは、学術研究の評価軸を根本から変質させる危険を孕む。

(2) 学術的構造の逸脱と評価基準の崩壊

学術論文には通常、「問い合わせ」「方法」「分析」「考察」「結論」といった再構成可能な構造が要求される。だがAEの一部実践では、節立てすら存在せず、断節や詩的断片のみで構成されたテキストが「博士論文」や「査読付き論文」として制度的に受容されている(Adams et al., 2015)。これは、学術的規範に対する制度側の評価基準の変質——すなわち「構造性の放棄」が制度内で容認されていることを示している。

(3) 表現芸術との境界侵犯

近年では、autoethnodrama(演劇的AE)、poetic inquiry(詩的探究)、visual AE(視覚的AE)など、明らかに芸術ジャンルに属する手法が「研究」として制度内に取り込まれている(Spry, 2001)。こうした実践は、表現としての価値は持つが、それが制度内で知識と同等のものとして承認される場合、知の制度は「芸術と研究の区別を失った場」として変質する。科学哲学者マイケル・ポランニーやマックス・ウェーバーが重視した「客觀性」「再構成可能性」「説明責任」はこの構造において後退する。

(4) 感動と知の混同—感情的価値の制度的誤認

AEの多くの記述は、トラウマ、傷、喪失、回復といったテーマを扱い、読者に強い感情的共鳴をもたらす。しかし、感動と知識は異なる原理に基づく価値体系である。Ellisら(2011)は、感情を通じて社会変革を促す可能性を肯定的に論じているが、学術制度が「感動可能性」を「妥当性」と読み替えるとき、制度は知の判断能力を喪失する。これは、感情的真実性が認識論的真実性に取って代わる制度的倒錯である。

(5) 制度的錯謬の構造—ジャンル混同がもたらす評価不能性

AEが「芸術的手法によって語られたもの」=「新しい研究」として制度内に承認されることによって、制度側の評価基準はますます曖昧化していく。ここにおいて、「何をもって研究とするか」という問い合わせそのものが制度内で機能停止する。これは、ジャンルの混同によって「方法に基づく検討」が「印象

に基づく評価」へとすり替えられる構造であり、制度の評価機能を自己否定的に解体する作用を持つ。

6. 制度内権力化と批判不能性の構築

オートエスノグラフィー(AE)は、制度内で「語りの正義」や「周縁的経験の可視化」といった理念により正当化される過程で、逆説的に「批判不能性」という新たな制度的権力構造を内包するようになっている。本節では、AEが制度の中でどのように権威化され、批判を免れる装置となっているかを構造的に分析する。

(1) 経験による免責—「語った者が勝つ」構造

AEにおいては、「経験を語った者」が制度内で倫理的正当性と道徳的優位性を獲得する。その結果、語られた他者——制度、組織、上司、関係者——は批判に反論できず、語りは「事実」として承認される(Ellis, 2004)。この構造では、「誰が先に語ったか」が制度的正当性の根拠となり、「誰が正しいか」は問い合わせられない。語りの倫理的不可侵性は、内容の妥当性よりも「声を上げたこと自体」が保護される仕組みとなる。

(2) 批判の抑制と応答不能性の制度化

AEに対して理論的・方法論的批判を加えると、それは「共感の欠如」「非倫理的な二次加害」として処理される傾向がある。これは、学術的批判の営為が制度的に「非人間的」と見なされ、対話的検討の余地を奪われる構造である(Adams et al., 2015)。このとき、AEは「批判にさらされることがない語り=特権的言説」として制度化され、学術的知の基本構造——検討と反証のプロセス——を内部から侵食する。

(3) 相互承認ネットワークと評価構造の閉鎖化

AEが制度内で正当化される過程では、査読や審査、研究費申請などの場において、AE的実践を支持する人々による相互承認ネットワークが形成される。この構造は、ピーター・バーガーとトマス・ルックマンが『現実の社会的構成』で論じた「相互主観的現実の制度化」に類似しており、AEが制度に認定されること自体が新たな正統性の源泉となる

(Berger & Luckmann, 1966)。結果として、AE を批判する立場は制度外部へと排除され、制度の内部から評価基準が均質化されていく。

(4) 権力としての語り—言説装置の変容

ミシェル・フーコーの言説理論において、「語り」は常に権力と不可分である。AE が「抑圧された声」を名乗るとき、その語りは制度内で「不可侵の倫理的言説」として承認される。だが、その正当性が制度的に固定化されるとき、それは他の語りを封殺し、制度的に沈黙させる力を持つ (Foucault, 1980)。AE は、「抑圧の告発」が新たな「抑圧の装置」となりうることを自覚しないまま制度化されることで、言説的権力を再生産する装置へと変質している。

このように、AE が制度内で「不可侵の語り」として定着することで、制度は自らの批判機能を放棄し、「共感不能性＝非倫理性」という評価軸のもとで、知的対話の空間を失っていく。

7. 評価不能性と学術制度の空洞化

本節では、オートエスノグラフィー (AE) が制度内で学術的正当性を獲得する過程において、評価基準そのものが相対化・曖昧化され、結果的に制度の評価機能が空洞化している現状を批判的に分析する。

(1) 評価基準の希薄化—比較不能性の制度化

学術研究においては通常、問い合わせの明確性、方法の妥当性、分析の一貫性、理論との接続、知的貢献度といった多層的な評価基準が存在する。だが、AE は「個人の経験が唯一の真実である」という前提に基づき、こうした基準を回避する傾向がある (Anderson, 2006)。結果として、AE は「比較不可能な個人的真実」の集合となり、学術制度内の相対的評価や対話的検討が制度的に不可能となる。

(2) 査読制度の形骸化—「共感できるかどうか」への転換

AE に対する査読はしばしば、「語りの誠実性」「自己開示の深さ」「倫理的勇気」など、非構造的な感情的指標に依存する。これは、再現性や理論的明瞭性といった従来の評価軸を相対化し、「共感できるか

どうか」が制度的承認の基準となる構造を形成する (Ellis et al., 2011)。その結果、査読者による批判的介入は「共感の欠如」「倫理的無理解」とみなされ、制度内における再検討の回路は閉ざされる。

(3) 「評価不能性の正当化」というパラドックス

AE の一部の実践者は、「私の経験は私だけにしか評価できない」と主張し、評価の制度化そのものを拒絶する。この構造において、評価不能性がむしろ「倫理的美德」として制度に承認されるという逆説が生じる (Adams et al., 2015)。だがこれは、知の制度における最小限の要件——すなわち、他者による検証と再構成の可能性——を制度的に排除するものであり、学術制度の自己否定につながる。

(4) 相対主義の制度化—知の価値判断の喪失

AE の拡大に伴い、「すべての語りは等しく正当である」という相対主義的言説が制度内で主流化しつつある。だが、これは知の公共性と検証可能性を前提とした学術制度においては致命的である (Popper, 2002)。相対主義の制度化は、判断と批判を「加害」や「抑圧」と同一視する風潮を助長し、制度全体を「すべてを受け入れるが、何も判定しない場」へと変質させていく。

(5) 学術制度の自己空洞化—評価の終焉としての AE

こうした構造の帰結として、AE が制度内で承認されるたびに、制度は「判断する能力」そのものを失っていく。語りの誠実性や当事者性が学術的妥当性の代替物として扱われるとき、制度は感情と倫理の空間へと変質し、知の制度としての存在理由を喪失する。本節は、AE の評価不能性が制度的に承認されることによって、質的研究全体が「構造なき表現空間」へと変質していく過程を明らかにする。

8. 質的研究の自己解体—AE によるフィールドの植民化

本節では、オートエスノグラフィー (AE) が制度内で「質的研究の革新的手法」として拡大する過程で、むしろ質的研究全体の自己解体を引き起こしているという逆説的状況を分析する。AE はもともと

制度外からの批判的実践であったが、現在では制度の中核に位置づけられ、他の質的手法を周縁化しつつある。この節では、AE がどのように質的研究の評価構造、実践的多様性、認識論的責任を侵食してきたかを理論的に検討する。

(1) 方法論的寡占—AE の制度的独占と他手法の後退

近年、AE はナラティブ研究、パフォーマンス研究、詩的表現、視覚表現などの名の下で、質的研究の主流的手法として制度的に承認されている (Adams et al., 2015)。その一方で、参与観察や構造化インタビュー、文献分析といった他の質的手法は、「抑圧的」「非倫理的」として逆に批判される傾向にある。こうした評価構造の転換は、AE が「語る主体」以外の他者を研究対象とすること自体を問題化し、質的研究の多様性を狭めている。

(2) フィールドの植民地化—制度内部からの領域支配

AE の制度内浸透は、質的研究の制度的領域を「語りの倫理」によって占有する過程でもある。これは、研究の焦点を「語る主体の正当性」に一元化し、構造分析や理論的抽象を要する他の手法を「共感を欠く」として排除する機能を持つ (Ellis, 2004)。このとき AE は、もはや制度外からの批判装置ではなく、制度そのものを再構成する「規範的装置」となり、研究フィールド全体を方向付ける力を持つ。

(3) 認識論的転換—「研究」と「表現」の融合

AE の浸透によって、「研究」はもはや「分析すること」「理論と接続すること」「他者と対話すること」を意味しなくなりつつある。むしろ、「自己を語ること」「感情を表現すること」「倫理的に正しい位置から語ること」が研究の中心的実践として制度化されている。この構造は、知の制度が本来求めてきた再現性・批判可能性・説明責任といった認識論的基盤を解体し、「語れば研究」「語ることが倫理である」という新たな制度構造へと転換している (Anderson, 2006)。

(4) 制度の収奪と再定義—AE による制度的装置の再構築

AE は単なる手法ではなく、「制度の中でいかに語れば承認されるか」という制度装置の再編成を引き起こしている。このとき制度は、「構造と方法に基づく知の制度」から、「倫理と感情に基づく表現の制度」へと変質する (Popper, 2002)。制度の中で「知」を扱うことと「表現」を扱うことの境界が失われたとき、制度はその判断機能と認知的正統性を自己の内部から失っていく。

本節は、AE が制度内において「抑圧に抗する語り」として承認されることで、結果的に制度そのものを乗っ取り、質的研究全体を「構造なき語りの場」へと再定義していく過程を明らかにする。

9. AE はなぜ研究ではないのか—知の制度を守るために

これまでの節で明らかにしてきたように、オートエスノグラフィー (AE) は語りの装置として制度内で一定の意義を有する一方で、方法論的・理論的・倫理的・制度的観点からみたとき、学術的研究としての要件を根本的に欠いている。本節では、AE を「語り」として尊重しつつも、それを「研究」として制度的に承認すべきではない理由を、知の制度における根本的な倫理的・構造的原理に立ち返って整理・提示する。

(1) 方法論的要件の不在—再構成不能性と非公開性

第3節で論じたように、AE は多くの場合において研究方法の透明性や再現性、第三者的検証可能性といった科学的・学術的要件を欠いている (Popper, 2002; Anderson, 2006)。この構造の下では、知識は再構成されず、ただの「個人的体験の記録」にとどまり、学術的対話の基盤となりえない。

(2) 理論的抽象の回避—分析不在の語り

AE は「理論への回収は抑圧である」といった立場を取ることで、しばしば抽象化や理論的省察を忌避する。だが、理論は現象を共有可能な言語に変換する装置であり、それを拒否することは、知を公共的に意味づける回路を遮断する行為である (Ellis et al., 2011)。

(3) 倫理的免責構造—批判不能性と制度的権威化

語る主体が「被害経験の所有者」として制度的に承認される構造は、語られた対象の応答や再文脈化を制度的に封じる (Levinas, 1969; Adams et al., 2015)。その結果、AE は対話的関係の場ではなく、「不可侵の語り」が一方的に制度を再編する装置となる。

(4) 評価不能性の制度化—知の基準喪失

AE は、感情的共感・倫理的誠実さ・当事者性といった評価軸によって制度的に承認されるが、それは理論的妥当性や構造的整合性とは異なる価値体系である。このとき制度は、「知の評価制度」から「倫理的表現の共感空間」へと変質し、学術制度そのものが自己空洞化していく (Popper, 2002)。

(5) 境界の再設定—語りの尊厳と知の尊厳の共存へ

ゆえに、AE は表現として尊重されるべきだが、それを「研究」として制度的に承認することは、語りの尊厳と知の制度の尊厳の両方を損なう。語りには語りの空間を、知には知の制度を確保する必要がある。制度とは、判断と対話と責任を受け入れる空間であり、感情や倫理を免責の根拠とする空間ではない。AE が制度内で承認されることは、制度の倫理的放棄に他ならない。

したがって、AE は制度外の表現であり、制度内の研究ではない——この境界線こそが、知の制度の持続可能性を支える最小限の学術的倫理である。

結語—語りと知、その不可侵な距離のために

本論文は、オートエスノグラフィー (AE) が質的研究として制度化される過程を、方法論的・理論的・倫理的・制度的観点から多面的に検証し、その結果として AE が学術的知識の基準と制度を根本から掘り崩す構造を持つことを論証してきた。AE は、制度外の語りとしては重要な意味を持つが、それを制度内の研究として正当化することは、学術制度にとって深刻な自己破壊的作用をもたらす。

AE は、経験の倫理的不可侵性を根拠として制度内に承認されることで、批判・対話・検証・評価という学術的営為の基盤を制度的に排除してきた。また、「語りの正義」が制度に内在化されるとき、それ

はむしろ他者の語りを制度的に沈黙させる言説的権力として作用する。その結果、質的研究は「方法による知の構築」から「表現による制度的共感空間」へと変質し、学問の本質的要件——理論的省察、方法的透明性、他者との応答責任——は制度内で後退を余儀なくされる。

本研究は、AE を一方的に否定するものではない。むしろ、AE の倫理的・表現的意義を守るためにこそ、それを知の制度と明確に区別する必要があると主張する。語りには語りの空間があり、知には知の制度がある。両者の区別を失うとき、我々は語りの倫理性すら制度によって歪められる危険を抱えることになる。

語りと知の距離——それは、表現と制度、感情と理論、経験と検証のあいだに引かれる、学術的・倫理的な境界線である。この境界を守ることこそが、語りの尊厳と知の制度をともに持続させるための、最低限の知的責任である。

参考文献

Adams, T. E., Holman Jones, S., & Ellis, C. (2015). *Autoethnography*. Oxford University Press.

Anderson, L. (2006). Analytic autoethnography. *Journal of Contemporary Ethnography*, 35 (4), 373-395. <https://doi.org/10.1177/0891241605280449>

Bakhtin, M. (1981). *The dialogic imagination: Four essays* (M. Holquist, Ed., C. Emerson & M. Holquist, Trans.). University of Texas Press.

Berger, P. L., & Luckmann, T. (1966). *The social construction of reality: A treatise in the sociology of knowledge*. Anchor Books.

Butler, J. (1997). *Excitable speech: A politics of the performative*. Routledge.

Chang, H. (2008). *Autoethnography as method*. Left Coast Press.

Crenshaw, K. (1991). Mapping the margins: Intersectionality, identity politics, and violence against women of color. *Stanford Law Review*, 43 (6), 1241-1299. <https://doi.org/10.2307/1229039>

Derrida, J. (1978). *Writing and difference* (A. Bass, Trans.). University of Chicago Press.

Ellis, C. (2004). *The ethnographic I: A methodological novel about autoethnography*. AltaMira Press.

Ellis, C., Adams, T. E., & Bochner, A. P. (2011). Autoethnography: An overview. *Forum: Qualitative Social Research*, 12 (1), Article 10. <https://doi.org/10.17169/fqs-12.1.1589>

Foucault, M. (1980). *Power/knowledge: Selected interviews and other writings 1972-1977* (C. Gordon, Ed.). Pantheon Books.

Hall, S. (1990). Cultural identity and diaspora. In J. Rutherford

(Ed.), *Identity: Community, culture, difference* (pp. 222-237). Lawrence & Wishart.

Levinas, E. (1969). *Totality and infinity: An essay on exteriority* (A. Lingis, Trans.). Duquesne University Press.

Popper, K. (2002). *The logic of scientific discovery* (2nd ed.). Routledge. <https://doi.org/10.4324/9780203994627>

Ricoeur, P. (1991). Narrative identity. *Philosophy Today*, 35 (1), 73-81. <https://doi.org/10.5840/philtoday199135136>

Spivak, G. C. (1988). Can the subaltern speak? In C. Nelson & L. Grossberg (Eds.), *Marxism and the interpretation of culture* (pp. 271-313). University of Illinois Press.

Spry, T. (2001). Performing autoethnography: An embodied methodological praxis. *Qualitative Inquiry*, 7 (6), 706-732. <https://doi.org/10.1177/107780040100700605>

受付日：2025年9月25日